

令和7年8月1日（金）

一般社団法人日本芸能従事者協会
芸能従事者向け熱中症対策セミナー

フリーランスの熱中症対策の必要性

厚生労働省労働基準局 安全衛生部

建設安全対策室長 船井雄一郎

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の説明内容

- 1 建設アスベスト訴訟の最高裁判決の概要
- 2 安衛法第22条等に基づく関係省令の改正
- 3 安衛法改正（個人事業者部分のみ）
- 4 熱中症対策に関する省令改正とフリーランス
- 5 一人親方による熱中症事例
- 6 フリーランスの方々の熱中症対策の必要性

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

本日の説明内容

- 1 建設アスベスト訴訟の最高裁判決の概要
- 2 安衛法第22条等に基づく関係省令の改正
- 3 安衛法改正（個人事業者部分のみ）
- 4 熱中症対策に関する省令改正とフリーランス
- 5 一人親方による熱中症事例
- 6 フリーランスの方々の熱中症対策の必要性

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

建設アスベスト訴訟の最高裁判決の概要

安衛法の規定とこれまでの考え方

- 安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的としており、これまでこの法律により保護すべき対象は、事業者に雇用されている「労働者」と位置付け、運用してきた。

<参考> 労働安全衛生法

(目的)

第1条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

最高裁の判断

- 建設作業で石綿（アスベスト）にばく露し、肺がん等に罹患した元労働者や一人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。

<最高裁判決の論拠>

- ・ 第1条の目的規定には、「快適な職場環境の形成を促進」とされており、その対象は労働者に限定していないこと。
- ・ 石綿等の有害物に対する措置を事業者に義務付けている第22条では、その保護対象を労働者に限定していないこと。

<参考> 労働安全衛生法

第22条 **事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。**

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液または残さい物による健康障害

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

本日の説明内容

- 1 建設アスベスト訴訟の最高裁判決の概要
- 2 安衛法第22条等に基づく関係省令の改正
- 3 安衛法改正（個人事業者部分のみ）
- 4 熱中症対策に関する省令改正とフリーランス
- 5 一人親方による熱中症事例
- 6 フリーランスの方々の熱中症対策の必要性

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

関係省令の改正

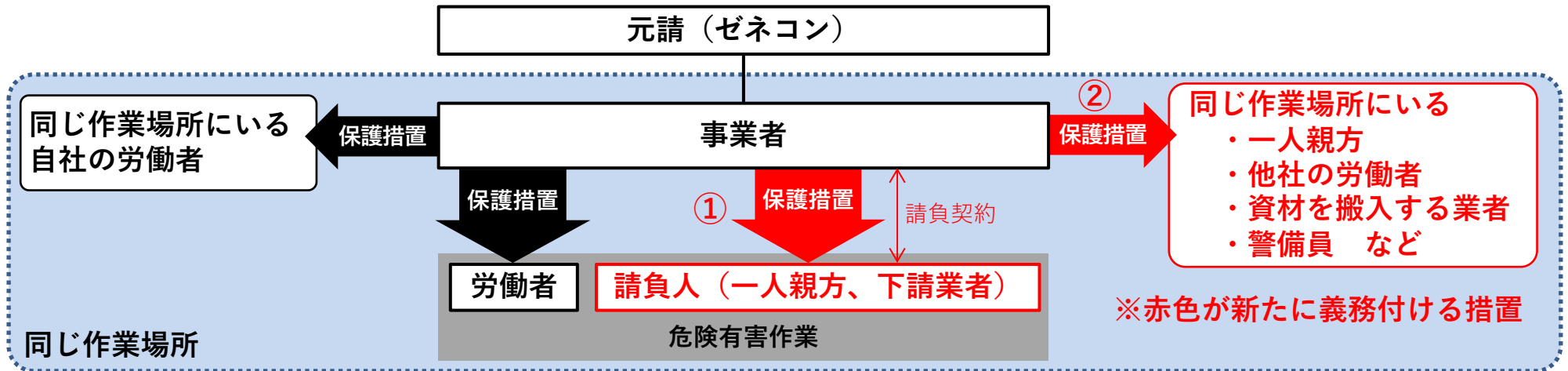
省令改正の基本方針

- 「安衛法第22条は労働者と同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨」とした最高裁の判決を踏まえ、同条に基づく省令の規定について、以下の方針で改正。

危険有害な作業を行う事業者は、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても、労働者と同等（※）の保護措置を実施すること。**
- ② **同じ作業場所にいる労働者以外の者（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、労働者と同等（※）の保護措置を実施すること。**

（※）事業者は、一人親方等に対して指揮命令関係にないことなどから、同一の措置は困難な場合、それに代わる措置を求めることとする。



- 安衛法第22条に基づいて規定されている**計11の省令（石綿障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則など）を改正**する。

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

改正に当たっての具体的な方針

具体的な改正方針

① 危険有害な作業を請け負う請負人（一人親方、下請業者）に対する保護措置の主な内容

	労働者に対する措置 (現行法令の規定内容)	請負人に対する措置 (新たに追加する規定内容)
有害物の発散防止の装置等の稼働	作業中に稼働させる義務	請負人のみが作業する時も稼働させる、使用を許可する等 配慮する義務
マスク等の保護具の使用	保護具を使用させる義務	保護具の使用が必要である旨を 周知する義務
安全確保のための作業方法の遵守	作業方法を遵守させる義務	作業方法の遵守が必要である旨を 周知する義務
作業終了時の身体の汚染除去等	汚染を除去させる義務	汚染除去が必要である旨を 周知する義務

請負人に指揮命令はできないため周知義務

② 同じ作業場所にいる労働者以外の者（一人親方など）に対する保護措置の主な内容

	労働者に対する措置 (現行法令の規定内容)	同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する措置 (新たに追加する規定内容)
危険箇所への立入禁止	立入を禁止する義務	立入を禁止する義務
特定の場所での喫煙・飲食禁止	喫煙・飲食を禁止する義務	喫煙・飲食を禁止する義務
危険性等に関する掲示	掲示して知らせる義務	掲示して知らせる義務
事故発生時の退避	退避させる義務	退避させる義務

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

<参考>省令改正（抜粋）

② 同じ作業場所にいる労働者以外の者（一人親方など）に対する保護措置の主な内容

○危険箇所への立入禁止

・特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部改正

新	旧
（燻蒸作業に係る措置） 第三十八条の十四 事業者は、臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。 一～八 （略） 九 サイロ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。 イ・ロ （略） ハ 臭化メチル等により汚染されるおそれのないことを確認するまでの間、<u>燻蒸したサイロに作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該サイロが立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。</u> 十～十二 （略） 2 （略）	（燻蒸作業に係る措置） 第三十八条の十四 事業者は、臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。 一～八 （略） 九 サイロ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。 イ・ロ （略） ハ <u>燻蒸したサイロには、労働者が臭化メチル等により汚染されるおそれのないことを確認するまでの間、労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。</u> 十～十二 （略） 2 （略）

○特定の場所での喫煙・飲食禁止

・石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部改正

新	旧
（喫煙等の禁止） 第三十三条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場における<u>作業に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。</u> 2 <u>前項の作業場において作業に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。</u>	（喫煙等の禁止） 第三十三条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用資料等を製造する作業場で<u>労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。</u> 2 <u>労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。</u>

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

<参考>省令改正（抜粋）

○危険性等に関する掲示

- ・石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部改正

新	旧
(掲示) 第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。 一 (略) 二 石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 三 (略) 四 当該作業場においては保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等	(掲示) 第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、 <u>作業に従事する労働者が見やすい箇所に</u> 掲示しなければならない。 一 (略) 二 石綿の <u>人体に及ぼす作用</u> 三 (略) 四 使用すべき保護具

○事故発生時の退避

- ・酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号）の一部改正

新	旧
(退避) 第十四条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、当該作業を行う場所において酸素欠乏等のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、 <u>作業に従事する者</u> をその場所から退避させなければならない。 2 (略)	(退避) 第十四条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、当該作業を行う場所において酸素欠乏等のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、 <u>労働者</u> をその場所から退避させなければならない。 2 (略)

本日の説明内容

- 1 建設アスベスト訴訟の最高裁判決の概要
- 2 安衛法第22条等に基づく関係省令の改正
- 3 安衛法改正（個人事業者部分のみ）
- 4 熱中症対策に関する省令改正とフリーランス
- 5 一人親方による熱中症事例
- 6 フリーランスの方々の熱中症対策の必要性

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。
その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等

施行期日

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

背景

- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。このことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正した。（令和5年4月施行）
 - ⇒ 安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされた。

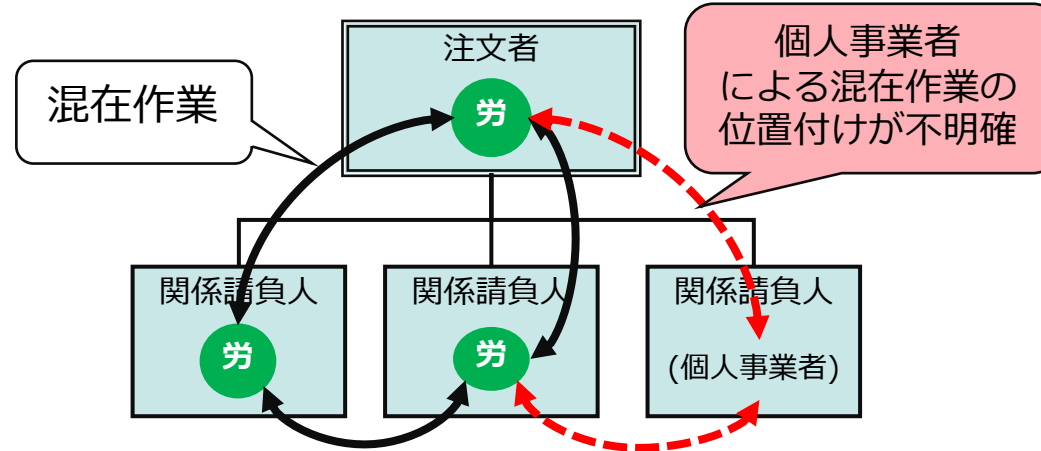
改正内容

- 個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象
 - ①注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け（次ページ）
 - ・ 建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する 等
 - ②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け
 - ・ 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
 - ・ 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
 - ・ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 等
 - ③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備

（注）個人事業者に作業を請け負わせる「事業者」に対する保護措置の義務づけは省令改正により対応済み。
- また、業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者（※1）に対して、自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付けることで、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）（※2）の批准につながる。
 - （※1）例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品の搬出をする運送業者が混在することによる事故を防止するため、連絡調整を行う。
 - （※2）条約第17条に規定されている「二以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合の協力義務」が批准に当たっての課題となっている。

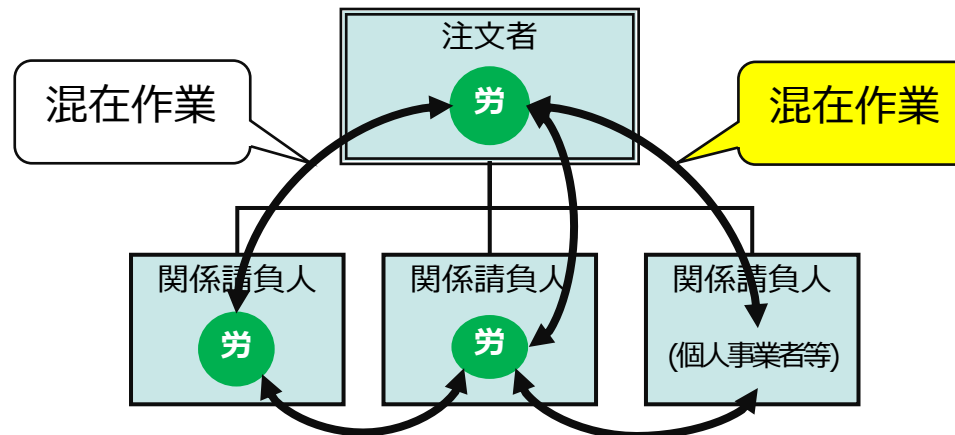
（参考）注文者等が講じるべき措置（作業間の連絡調整）のイメージ

«現行»



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

«見直し後»



対策の検討に当たっての基本的な考え方

安衛法の規制体系と最高裁の判断

- 労働安全衛生法は、労働災害を防止するため、直接の雇用関係のみを前提とする規制以外にも幾つかの規制（統括管理、流通規制、機械等貸与者に対する規制等）を設けている。
※ 労働安全衛生法は労働者以外の者（個人事業者等）を普遍的に保護対象としているものではない。
- 建設アスベスト訴訟最高裁判決では、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がなされている。

上記を踏まえた対策の方向性

- 労働者と同じ場所で就労する者は、労働者以外の者であっても同じ安全衛生水準を享受すべきであり、その実現のため以下の対策を講じる。
 - ① 作業場所を管理する者（事業者）が当該場所で就労する者を保護する
 - ② 労働者と同じ場所で就労する者（個人事業者、その他の作業者）は、自身の安全衛生確保に加え、同じ場所で就労する者に危害が生じないよう、必要な事項を実施する（上記①に対応した措置等）

最高裁判決で示された判断に整合した内容

- 個人事業者が労働者とは異なる場所で就労する場合であっても、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであり、その実現のため以下の対策を講じる。

- ① 個人事業者自ら、作業に伴う安全衛生や自身の心身の健康を確保する

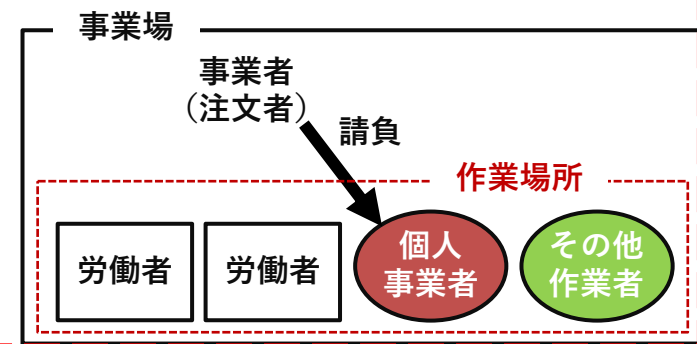
新たな観点（安衛法の枠組みを超えるため、ガイドライン等で推奨）

- ② 注文した仕事に係る作業場所や作業方法から生ずる災害リスクを管理することが可能である注文者が災害リスクに応じた措置を講ずる

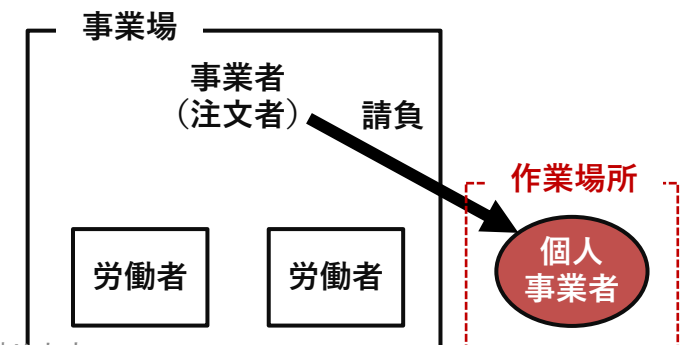
安衛法の既存の枠組み（発注者、注文者対策）で対応

※ 上記以外にも、安衛法の既存の枠組みの拡充（統括管理の対象拡大、機械等貸与者による措置の対象機械拡大等）やガイドラインの策定も検討 ※本資料の無断複製・転載を禁じます。

個人事業者や出入業者（その他の作業者）等が
事業者（注文者）の事業場内で作業する場合



個人事業者に請負させた仕事が、
事業者（注文者）の事業場外で行われる場合



本日の説明内容

- 1 建設アスベスト訴訟の最高裁判決の概要
- 2 安衛法第22条等に基づく関係省令の改正
- 3 安衛法改正（個人事業者部分のみ）
- 4 熱中症対策に関する省令改正とフリーランス
- 5 一人親方による熱中症事例
- 6 フリーランスの方々の熱中症対策の必要性

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

○ 以下 1、2 の事項を事業者に義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

①「熱中症の自覚症状がある作業員」

②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

①作業からの離脱

②身体の冷却

③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること

④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

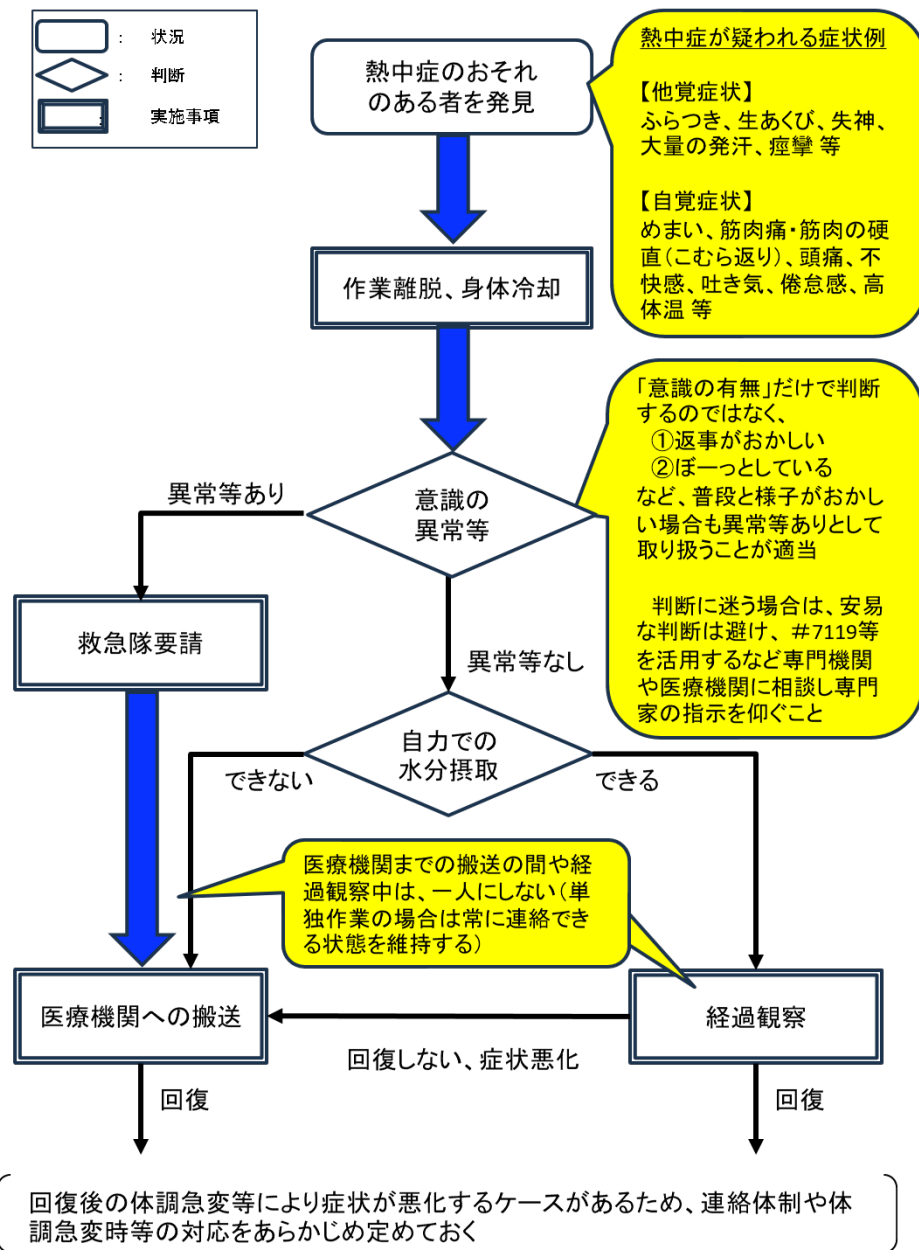
3 公布日等

（1）公布日 令和7年4月15日

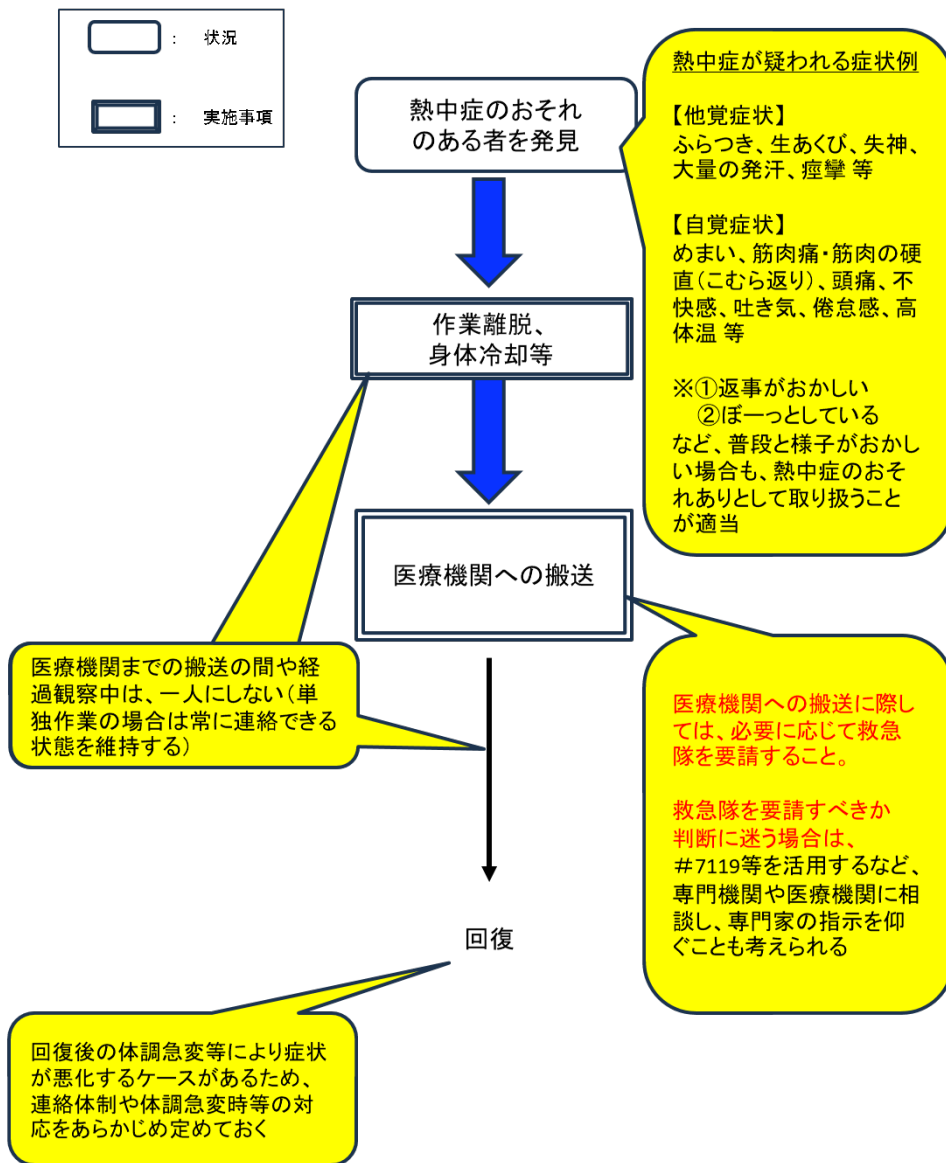
（2）施行日 令和7年6月1日

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例(フロー図)



熱中症のおそれのある者に対する処置の例(フロー図)



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

改正条文

（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第612条の2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じ

た疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従

事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

解釈例規 ー令和7年5月20日付け基発0520第6号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」（抄）ー

第3 細部事項

1 改正省令関係

（1）共通事項

エ 「当該作業に従事する者」（以下「作業者」という。）とは、労働者だけでなく、労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者を含むものであること。

カ 改正により新設される労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第612条の2は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。第4の2（1）において「安衛法」という。）第22条に基づくものであり、個々の事業者に対し、措置義務が課されるものであること。また、建設現場にみられるような混在作業であって、同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、当該作業場に関わる元方事業者及び関係請負人の事業者のいずれにも措置義務が生ずるものであること。この場合の作業者に対する周知の方法として、各事業者が共同して1つの緊急連絡先を定め、これを作業者の見やすい場所に掲示することや、メールでの送付、文書の配布等が考えられること。なお、上記のような複数事業者が混在して作業を行う状況において当該措置が行われていなかった場合には、元方事業者のみに違反が生ずる訳ではなく、当該作業場に関わる全ての事業者に同条違反が生ずるものであること。

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

対策の検討に当たっての基本的な考え方

安衛法の規制体系と最高裁の判断

- 労働安全衛生法は、労働災害を防止するため、直接の雇用関係のみを前提とする規制以外にも幾つかの規制（統括管理、流通規制、機械等貸与者に対する規制等）を設けている。
※ 労働安全衛生法は労働者以外の者（個人事業者等）を普遍的に保護対象としているものではない。
- 建設アスベスト訴訟最高裁判決では、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がなされている。

上記を踏まえた対策の方向性

- 労働者と同じ場所で就労する者は、労働者以外の者であっても同じ安全衛生水準を享受すべきであり、その実現のため以下の対策を講じる。
 - ① 作業場所を管理する者（事業者）が当該場所で就労する者を保護する
 - ② 労働者と同じ場所で就労する者（個人事業者、その他の作業員）は、自身の安全衛生確保に加え、同じ場所で就労する者に危害が生じないよう、必要な事項を実施する（上記①に対応した措置等）

➡ 最高裁判決で示された判断に整合した内容

- 個人事業者が労働者とは異なる場所で就労する場合であっても、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであり、その実現のため以下の対策を講じる。

- ① 個人事業者自ら、作業に伴う安全衛生や自身の心身の健康を確保する

➡ 新たな観点（安衛法の枠組みを超えるため、ガイドライン等で推奨）

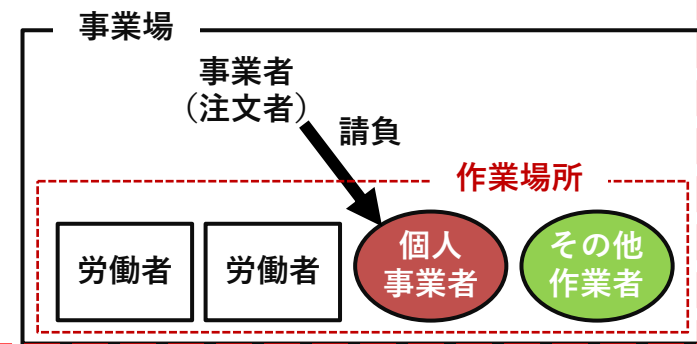
- ② 注文した仕事に係る作業場所や作業方法から生ずる災害リスクを管理することが可能である注文者が災害リスクに応じた措置を講ずる

➡ 安衛法の既存の枠組み（発注者、注文者対策）で対応

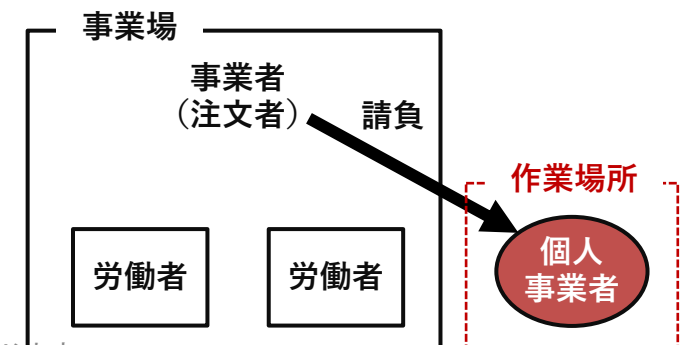
※ 上記以外にも、安衛法の既存の枠組みの拡充（統括管理の対象拡大、機械等貸与者による措置の対象機械拡大等）やガイドラインの策定も検討

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

個人事業者や出入業者（その他の作業員）等が
事業者（注文者）の事業場内で作業する場合



個人事業者に請負させた仕事が、
事業者（注文者）の事業場外で行われる場合



本日の説明内容

- 1 建設アスベスト訴訟の最高裁判決の概要
- 2 安衛法第22条等に基づく関係省令の改正
- 3 安衛法改正（個人事業者部分のみ）
- 4 熱中症対策に関する省令改正とフリーランス
- 5 一人親方による熱中症事例
- 6 フリーランスの方々の熱中症対策の必要性

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

一人親方等による熱中症による死亡災害事例

事例 1 足場上での作業中における熱中症

災害発生年：令和6年7月

被災者：一人親方（60代男性）

被災の程度：死亡

発生時間帯：午後2時頃

特別加入：有

災害の概要：被災者は、足場上でサイディング工事作業に従事していたところ、具合が悪くなり、車中で休んでいたが、その後、同僚が車中の被災者が意識を失っているところを発見し、救急搬送されたがその後死亡したものの。

災害原因等：被災当日の午前8時から正午までのWBGT値は30℃を超えており、午前10時にはこの日最高の32.4℃を記録していることから、熱中症の疑いがある。

出典：厚生労働省調べ

事例 2 外構工事中の熱中症

災害発生年：令和5年

被災者：一人親方（60代男性）

被災の程度：死亡

発生時間帯：午後2時～3時頃

特別加入：有

災害の概要：被災者は昼休憩後、同僚数名と外構工事の作業を行っていた。その15時頃に被災者の姿が確認できないことに気づき、同僚が捜したところ、16時頃に車中で意識のない状態の被災者を見つけたものの。

災害原因等：作業中はパラソルで日陰をつくり、こまめな水分補給、ファン付き作業着の着用等の対策を行っていた。

被災当日の現場の14時の気温は39.4℃であり、発見時に車のエンジンはかかっておらず、片側の窓が開いている状態であった。

出典：厚生労働省調べ

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

本日の説明内容

- 1 建設アスベスト訴訟の最高裁判決の概要
- 2 安衛法第22条等に基づく関係省令の改正
- 3 安衛法改正（個人事業者部分のみ）
- 4 熱中症対策に関する省令改正とフリーランス
- 5 一人親方による熱中症事例
- 6 **フリーランスの方々の熱中症対策の必要性**

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

個人事業者等の健康管理に関するガイドライン（令和6年5月28日策定・公表）

個人事業者等※¹が健康に働くために、個人事業者等が自身で行う事項、注文者等※²が行う又は配慮する事項等を周知し、自主的な取組を促すもの※³。

- ※1 「個人事業者等」とは、事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主又は役員。労働基準法上の「労働者」に該当すると判断された場合には、本ガイドラインによらず、「労働者」として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令が適用される。
- ※2 「注文者等」とは、個人事業者等に仕事を注文する注文者又は注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う者
- ※3 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書(R5.10)をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会の議論を経て、厚労省労働基準局長名で策定。

個人事業者等の健康管理の基本的な考え方と各主体の実施事項等

◆労働者が行う作業と類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきとの考え方のもと、ガイドラインでは、各主体について基本的な考え方と実施事項等を次のように示している。

主体	基本的な考え方	実施事項等
個人事業者等	個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要であり、各種支援を活用しつつ自らで健康管理を行うことが基本	- 健康管理に関する意識の向上 - 危険有害業務による健康障害リスクの理解 - 定期的な健康診断の受診による健康管理 - 長時間の就業による健康障害の防止 - メンタルヘルス不調の予防 - 腰痛の防止/情報機器作業における労働衛生管理 - 適切な作業環境の確保 - 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力
注文者等	- 注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性もあることから、その影響の程度に応じて、注文者等が必要な措置を講じることが重要。 - 個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとっては、事業継続の観点からも望ましい。	- 長時間の就業による健康障害の防止 - 注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における医師の面談機会の提供 - メンタルヘルス不調の予防 - 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等 - 健康診断の受診に要する費用の配慮 - 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保
団体等	各業種・職種の個人事業者等や注文者等の団体、仲介業者等には、個人事業者等及び注文者等に対して必要な支援を行うことが期待される。	- 個人事業者等への情報提供 - 必要に応じて、業種・職種別の実情に応じた業種・職種別ガイドラインの策定

※本資料の無断複製・転載を禁じます。

※ 国は、個人事業者等の健康管理に活用できるツールの提供、労災保険に特別加入している個人事業者等に対する産業保健総合支援センター及び及び地域産業保健センター等による支援等、個人事業者等の健康管理を支援するための取組を行う。関連情報を厚労省ホームページで発信する。

フリーランスの方々の熱中症対策の必要性

求められる対応

- 労働者と混在して「熱中症のおそれのある作業」に従事する場合には、事業者による措置の対象
⇒ 事業者が整備した「異常の早期発見のための体制」、「重篤化を防止するための措置の実施手順」を確認
- 熱中症の予防、熱中症発症時の重篤化防止には、作業員一人ひとりの正しい知識が必要不可欠
⇒ 労働者向けに整備された各種資料で熱中症の怖さや予防のために必要な取組を確認（自分の身は自分で守る）

働く人の 今すぐ使える 熱中症ガイド



詳しくはこちら

